
平成25年 第4回 芦屋町議会定例会会議録 (第3日)

平成25年12月6日 (金曜日)

議事日程(3)

平成25年12月6日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

【出席議員】(12名)

1番 松上 宏幸	2番 内海 猛年	3番 刀根 正幸	4番 妹川 征男
5番 貝掛 俊之	6番 田島 憲道	7番 辻本 一夫	8番 小田 武人
9番 今井 保利	11番 益田美恵子	12番 中西 定美	13番 横尾 武志

【欠席議員】(1名)

10番 川上 誠一

【欠員】(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美 書記 井上 康治 書記 志村 裕子

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	仲山武義	会計管理者	武谷久美子	総務課長	小野義之
企画政策課長	中西新吾	財政課長	柴田敬三	都市整備課長	大石眞司
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	入江真二	住民課長	池上亮吉
福祉課長	吉永博幸	地域づくり課長	松尾徳昭	学校教育課長	岡本正美
生涯学習課長	本石美香	病院事務長	森田幸次	競艇事業局次長	大長光信行
事業課長	藤崎隆好	管理課付課長	濱村昭敏		

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。ただいま、出席議員は12名で、会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

----- . ----- . -----
日程第1. 一般質問

○議長 横尾 武志君

本日は、昨日に引き続き一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により、質問を許します。

まず、3番、刀根議員の一般質問を許します。

○議員 3番 刀根 正幸君

3番、刀根正幸でございます。第4回定例会の一般質問通告書に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

件名でございますが、まず第1点目に、人口増加対策について行います。

第5次総合振興計画の基本構想、第4章に将来人口がうたっております。

現在、1万5,000人程度である人口が、まちづくりを進めていく上で、人口対策は大変に重要であり、この増加策について、どのように考えているのかというテーマでございます。

第5次振興計画の中では、将来人口ということで、1万3,700というところの分を、1万4,300といった数値で掲げております。この600人というのは大変重い状態ではありますが、現状の中では、やはり、1万3,700を割り込むような人口が減少しているように考えられますので、この点について一般質問を行うものです。よろしく申し上げます。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

刀根議員がおっしゃいましたように、第5次総合振興計画では、日本の総人口そのものが減少しており、芦屋町における将来人口推計でも、平成32年には1万3,700人と予測。このため、町有地の有効活用や子育て、教育環境の充実などに取り組み、定住促進に努めることで、人口減少を抑制していく必要があります。このような考えで、総合振興計画の施策全般の推進を前提に、32年の目標人口を1万4,300人に設定してあります。

25年度の事業では、教育力ナンバーワンのまちを目指すため、小学校4年生までの35人学級、中学校3年生を対象としたイブニングスタディ、町内の小中学校での芦屋型小中一貫教育、連携教育など、学力向上事業は他町に比べ力点をおいて特徴を出しています。

安心して子育てができる環境づくりでは、子育て支援センターの利用者拡大、学童クラブの対象児童を6年生まで拡大、子ども・乳幼児、子ども医療費助成事業など、子育て支援を行っております。

また、定住化を促進するため、町内に戸建て住宅を取得した方に奨励金を交付する事業を新設しています。これは、25年から29年までの5年間に、住宅取得者を対象に、固定資産税が課税された年度から3年間、固定資産税相当額を商工会商品券で交付するもので、対象は町内に新築、中古を購入した専用住宅などの住宅、土地を取得した人で、活力あるまちづくりを推進するための施策として取り組んで

おります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

ただいま、人口増加策という形の中で、ご報告がありました。

私は、このように考えております。実は、芦屋町というのは、一つの歴史の上に立って、そして、過去があって、それを学習した上で今があると。この行政という形で考えていくときに、これからをどう考えていくのかというものが一番大切であると思います。

その過程の過去のところの中で、それによって、今の町というものがいろいろな形の中で推移してまいりました。その一つの大きな要因という形の中では、やはり、汽車が芦屋町を通らなかったということも一つの歴史の中にあります。

しかし、それを踏まえながら、今、いろんな形の中で行政施策をやっておりますけども、これだけでいいのかという問題があります。そこで、私は、芦屋町の顔という格好の中で考えてみたときに、今、1点、一つの教育力ということで、2市2郡の中での教育力のすばらしさという形の中で評価されている。これは、以前の一般質問の中でも申し上げたとおりでございます。

このほかに、やはり、芦屋町というのはボートのある町、基地のある町ということもまたありますし、遠賀川水系を背景として河口のある白砂青松の町、景観のよい町、そういった特徴を持っているんじゃないかなというふうに考えております。

その中で、今回の議会の中でも、やはり、ボートの売上げが徐々によくなってきましたよ。それは、一つの努力によって、発想の転換によって、そういったものが生まれてきていると思います。

しかし、どうでしょう。今までのある形の中だけで、人口対策が十分なのかといったところの中では、いささか、私は疑問に思っております。というのは、今、お話しにありましたように、日本全国が減っている。だから、減るのはやむを得ないというみたいところで聞こえてくるわけです。

そうすると、私は、やはり一つのマスタープランのテーマというのが、「魅力を生かし、みんなでつくる元気な芦屋」というものが、一つの目標というものがあれば、その目標に向かって、どのような形でそれを遂行していくのか。いろんな角度から、私は考えていくべきではないかな。

これは、例えばの話でありますけども、今、日本の中で、一番困っている事象というのが、やはりありますね。沖縄の基地問題とか、現在のオスプレイの問題とか、そういったものもありますし、今回、委員会視察ということで、小松市に行っていました。

その中では、やはり、12万という、一つの人口の中で、やはり、基地のある町、民間との飛行場を一緒に使っている。で、何が違うかということ、やはり、12万ぐらいの市の中で、いわゆる、モノレールっていうんですか。そういったものを設置した市というのは、その町ぐらいでしょということで、その市も自慢されておりましたけども、これは、単独の市とか、町とか、できるもんじゃなくて、やはり、複合的なものの考え方の中で、初めてできるんじゃないかなというふうに考えております。つきましては、今、教育力という格好で説明がありました。そして、それを定住化策という格好の中で、行政的に行っているというものもありました。です

けどももっと多くの皆さんの意見を聞いて、そして、やはり、魅力あるというところの分を、どこにもってくるのか。そして、その目標が、例えば、これは全部、私自身思ってるんですが、この、町を進めていく原動力というのは、住民の皆さんの力とってます。

ですから、やはり、住民の方々が主人公となって、その中で行動していく必要があるわけですが、それに対して、やはり、何ちゅうかな、行政的な指導というのか、そういったものも、ある程度必要じゃないかな。

それを、住民の皆様のような発想とか、考え方とか、そういったものを受けて、そして、その中で目標を設定する。この設定するに当たっては、やはり、執行部の皆さんと議会とが一体となって、その中で考えていく。そういったものが必要じゃないかなというふうに思っております。

つきましては、このような観点の中で、一応、どのような、今度は、方向性をもっていこうとしているのかというところで、質問第2、過疎を脱却する上で、住民の定住策や住宅政策がどのような将来方向を考えているかについてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

刀根議員がおっしゃいましたように、定住促進、人口対策は重要な課題であると考えております。

要旨1で説明した事業のほかにも、町有遊休地の売却、また、将来的には、町営住宅、長寿命化計画での町営住宅跡地の活用、また、昨日、町長がお答えいただきましたが、雇用促進住宅、芦屋宿舎80戸の民間売却の動向も、町にとって、人口対策、税収などで期待されますし、自衛隊官舎跡地の活用要望などを検討いたしたいと考えております。

このように、いろいろな手段を考慮しながら、定住化人口対策など調査、研究を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

これは、さっきの質問と重複する部分もあったので、一つは定住化策という格好の中に入れていただきました。

この定住化策といった形の中では、実は、一つの良い住宅敷地といいますかね。一戸建てが100坪ぐらいに出して、そして、その中で招致し、環境もよくなったといった町もございます。

そこで、今回、資料として市町村要覧といったところでいただき、その中で、ずっと調べてみました。そうすると、ある、何といいますか、問題点というのかな。やはり、芦屋町には芦屋町に合った規模というものがあるのかなと。その方向によって、その辺がまたかわってくるのかなというふうなことです。

ちなみに、遠賀郡の4町といったところで調べていきました。そうすると、公営住宅の戸数というものと生活保護の受給率というものが比例している。これが、明らかにしております。私自身は、公営住宅というものを否定する者ではありません。はっきり申しまして。それは、やはり一つの中で、重要な役割というのは担っております。

しかしながら、過度の雇用といったところでは、提供という格好になりますと、やはり、それだけの胆力というものが、芦屋町にとってあるのかという問題がございます。

つきまして、一つの雇用促進という格好で、今、芦屋町の、やはり、現状にあった、その中で住宅政策というものも必要じゃないかな。一つの世帯数、人口、そういったものに起因して、そして、その中で適正な戸数で、それ以外は、やっぱり、優良な住宅をいかに提供できるのか。そういった都市計画というものをきちんと定める必要があるのかなというふうに思います。

そこで、今回の小松市といったところの部分でございますが、約12万幾ばくかの人口に対して、約760戸というのが小松市の中で聞いております。

そうすると、このところの部分で、人口が実は横ばいなんですね。芦屋以外の県の中でも横ばいになっているところの部分調べてみました。そうすると、基本的には、雇用の場というものが、ある程度確保されてるんです、その中で。

ですから、私は、一つの今回の一般質問の中でも、芦屋町においては、ということで町長の答弁もございました。確かに、エリア的に遠賀、岡垣に比べまして、少ない面積ではあります。

しかしながら、工夫することによって、何らかのそういった方策も取れるんじゃないかなと。まずは、それを考えていく。その前提として考えていく。それが大事ではないかなと。

次に、芦屋町が持っている特徴ということで、実は、海に面した町である。そして、農業も半農半漁と申しますかね、の町であるということを考えてときに、それを特産品として出していけるような、その方法がないのだろうか。

実は、今度は、行政視察の中では、佐野市というところで行ってまいりました。その佐野市の中においては、道の駅というのは、交通の主要なところから若干外れております。

しかしながら、全国的なところの売り上げの部分では、大体、上位10件以内には入っているんじゃないかなというふうに思われるんですけども、発想がすばらしいと思いました。それは、住民の方々がその分を提供することはもちろんですけども、それを運営していく第三セクターというものは、やはり、一流の企業を招致してのところで、管理運営を任しているといった内容です。

なぜ、こういった言い方をしたかといいますと、私は何もかんもが行政でしなくてはならないとは思っておりません。やはり、企業は企業が持っているノウハウ、そういったものを活用していくことによって、より活性化というのは図れるんじゃないかな。

その中で、いわゆる雇用していく。それは、やはり、そこにあるわけですから、町内の方を優先的に、その中で雇っていただく。それによって、一つの可処分所得なり、そういったものが生まれ、それが一つの商業振興に役立っていくんじゃないかなというふうに考えております。

つきましては、今、住宅政策。一つのところだけで捉えましたけども、これは、例えのことでございまして、より大きな視点に立って、そういったものを考える一つの組織といったものをつくっていただけないもんだらうかというふうに思っております。

その点について、町長もしくは副町長のほうでちょっとお答えをお願いしたいんですが。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

多岐にわたっておりまして、どこからお答えしていいかというのを、私もずっと、今、刀根議員のこと、メモしとったんですが、多岐にわたっておりましてどこからお話ししていいかというのが、ちょっと困るんですが、ご心配していただいております今の芦屋町の現状を、刀根議員なりに、さまざまな角度から分析していただいたわけでございます。

おっしゃることは、もう全くそのとおりでございます。我々も、今、刀根議員の言われたお一つお一つの部門につきまして、いろんな対策を練っておるわけでございます。民でできることは民でやっていただく。それは、行政としては、大いに支援させていただくというスタンスでやっておるわけであります。

いろんな面で、まずは、定住化政策の一つ取りましても、いろんなやり方があるわけございまして、先ほど来、企画課長から申し上げましたように、新しい発想のもとでやるようにという指示をしております。

教育分野で、教育の、いわゆる、日本一を目指そうと。そうすると、やはり、環境の面ということで、子育てをしようとする若い人たちが住んでいただけるのではないかと。もう一方は、じゃあ、福祉。福祉を充実すれば、あ、芦屋町に住めば、結局、安全安心で住めるなというところで、そういう部門も力を入れていただいております。

競艇の事業のことにつきましても触れていただきましたが、おかげさまをもちまして、今、順調に推移いたしております。今から先のシミュレーションも見ていただいたとおりでございます。いろんな借金が競艇事業ございましたが、それもピークを越える、あと数年すれば越えます。

そういう形の中で、少し財政的には昔のようには行きませんが、戻るといふ形の中で、今回、今年から6億。そのうち、結局、今年はとにかく4億は基準にして、1億は教育、1億は福祉という形の中で、明確に用途をして、しかし、それがさきに、刀根議員が総括的に言われましたように、財政的に定住化という形に結びつくというふうに思っております。このことは、やはり、どこに家を建てようかなと思つた場合には、やはり、その2つが大きな要因であろうかと思ひます。

地勢的には、きのうもお話しさせていただきましたように、これはもうどうしようもないことございまして。JRが通っておるわけでもない、メインの国道が通っているわけでもないし、これをないものねだりしてもしょうがない。あるものの中で芦屋町の力を、刀根議員言われましたように、住民の皆さんの力を借りるということで、常々言っておりますように、やはり、町民力、住民力。そして、またそこに、下に、職員力のパワーアップということを目指して執行させていただいております。

ただ一つ、どうしてもやはり気になるのが商業の活性化であります。このことは、いつも、また田島議員から出てくると思ひますが、非常にご心配を、これがいつも気になるわけございまして、特産品、芦屋町が何でできないのか。これだけ環境に恵まれて、人のせいにするわけではないんですが、商工会にいつも尻たたいておるわけございまして、幾らでもバックアップするから、とにかく企画。

今、言われましたように、やはり、これは農業と漁業、芦屋町ほど条件のいいところはないわけございまして、が一体となってその工夫をして特産品つくって

ただければ、あとのいろんな販路、それから企画等は行政がいろんな形の中でバックアップできる。それを提示していただきたいと、そういう形で、今取り組んでおるわけですが、遠賀町も農協青年部と商工青年部が一生懸命になって焼酎だとか、日本酒ですかね、それから、岡垣町だって本当にうらやましいなと思っておるわけですが。

ただ1点、その点が気になることということで、これが定住化政策に結びつくかという、また、ちょっとこれは違うと思います。町の、これは活性化だという形になろうかと思えます。

刀根議員もいろいろ言われましたんで、私もいろいろ言いましたけど、まあそういうことをご勘弁いただきたいと思えます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

もう1点、この内容の人口増加策ということと言いたかったのが、実は、芦屋町の一つの将来方向として、総合振興計画があり、長期的な部分という格好の中では、ランドデザインというのが以前あったように思えます。

やはり、何といいますか、一つの事業をやっていくというのは、PDCA手法を取り入れた中でやっていくと思えますけども、やはり、そこにはつながりで一番大切なのは、今というところから、これからというところに向けてのその接続といいますかね、つなぎというんですか。そういったところが大事だと思いますんで、この点について、ちょっと副町長のほうからお願いできますでしょうか。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

いろいろまちづくりに関するお話だと思います。

ランドデザインということですが、やはり、私ども、この総合振興計画、マスタープランが、今後の方向性をきちんと町民の皆さんにお示しして、その中で進んでいくということだと思っております。

それで、このマスタープランの前期計画が27年度で終了します。したがって、28年度以降の5カ年計画を、改めてお示しをしなければならぬ。このようなスケジュール的にはそういうふうになっております。したがって、その新たな5カ年計画を策定する28年ですが、26年、27年のこのところで、しっかり私ども、将来を見据えた中で新たな計画づくりに着手し、皆さん方の期待に沿えるようなものにしていきたい。このように考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

それでは、2点目に移らせていただきます。

高齢者福祉の充実についてということで、まず、第1点目、消費税の改正は、年金生活者等の暮らしに大きく影響を及ぼし、また、高齢者の増加によって行政経費も増大していくと考えるが、その対策として、高齢者雇用をどのように考えているのかという点につきましてご質問いただきます。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

高齢者の就業の機会等について説明させていただきます。

高齢者等の雇用の確保等に関する法律第5条におきまして、市町村の責務として多様な就業の機会の確保などを図るため、必要な施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めることが規定されております。

このことから、町では、働く意欲を持っておられる健康な高齢者が、経験や能力を生かし、生活感の充実、福祉の増進、ひいては、経済的、社会的地位の向上を図ることを目的に、社会福祉協議会に委託して高齢者能力活用事業を実施しております。

別に、公益社団法人福岡県能力開発センターにおいて、生涯現役で働きたいという高齢者の方を企業にコーディネートしており、これらを広報で周知し、高齢者の就労支援のための情報提供を行っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

ただいま、一つの高齢者雇用といった形の中で、必要な施策。これが一つには、社会福祉協議会への高齢者の能力活用事業と、もう一つは、就労支援、企業に向けての生涯就労といったところの部分ですが、これについて、具体的な数値とかわかりますでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

高齢者能力活用事業の24年度の実績についてご説明させていただきます。

登録者は86名、うち25名が女性でございます。1人、1月当たりの就労日数は、平均12日でした。売り上げに関して、総売り上げなんですけども、約5,280万、うち行政側での受託金額は約2,800万、売り上げの53%です。また、総売り上げは23年度に比較して約150万ほど伸びておりますが、これは民間からの受注が伸びたというような現状でございます。

それと、後段申しました企業へのコーディネートということで、これは全県下で行っているんですけども、芦屋町の方につきましては1名の方が企業に再就職されたという実績がございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

実は、高齢者ということで、今現在、芦屋町に3,700ぐらいの方がおらっしゃるんじゃないかなと。そうした中で86名登録ということで、実は、何と申しますか、働きたくても働けないといった声を、たまにというよりは、よくっていったほうがいいですね、聞きます。

私は、例えば、一つの企業、何かをこう工事をやる。簡易なものとか、そういったものは、従前に培った技術、高齢者を活用することによって、ある意味、格安の金額で一つの同じ効果が得られるんじゃないかなと。現実には、そのような形で取り

組み、行政経費を軽減したといった話も聞いております。

つきましては、今、前回やったかな、一般質問でもございましたように、芦屋町の従前ある一つの施設で、その施設について、そういった方々をより多く活用して、そのところで、芦屋町にある施設、具体的に言いますと、城山という一つの中で花見というものが従前は一般化し、夜桜といったところもございました。

ところが、ある意味、私は、今年だったかな、城山に行ったんですよ。そしたら、もう草がぼうぼうである。一番上には、つわも、つわは取って帰りましたけども、基本的には、そういったちょっと荒れた状態というのがあります。

せっかくある、芦屋にある由緒ある一つの遺跡、遺物ですよ。そういったものを良好に管理する。また、狩尾のところについてもそうでしょうし、いろいろ愛の鐘とか、そんなもう、いろんな質問が出てます。

そういった事業を、ある意味、この高齢者にもっと登録するような働きかけ。そして、その枠を広げることによって、これから来る、いわゆる、消費税という問題が、実は重くのしかかってまいります。そういった点も含めて、一挙両得の解決策というふうになるとは思っておりますが、その点についていかかでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

高齢者の方がいろいろ技術を持って経験値において、そういう方を活用という点についてお答え、まずは、その点なんですが。

社会福祉協議会の中に、名前が高齢者の能力活用事業という、ということが、高齢者の方、いろんな経験値を生かして、その能力を活用してくださいということでやられておる。町のほうも肝入れでやっていただいておりますが、そちらに登録をされるということが、まず、第1であろうかと思えます。

これは、それと、行政が、いわゆる委託するという。これは、まさに、いわゆる、造園業だとか、土木の方も、芦屋町で商いとしてやられておるわけでございまして、今、パーセントを見ました。行政からの受託金額は53%ということで、行政もできることはということでやらせていただいておりますが、決して、門前払いするわけでもなく、入札とか指定管理に、例えば、海浜公園、あそこの緑の広場のところとかも、いわゆる、入札に参加していただいております。

それと、やはり、私は、高齢者能力活用事業というのは、1軒1軒の、例えば、庭の草取りだとか、樹木のとか、いろんな簡易の住宅の補修だとか、こういう方向に、個人の家の方を相手にするというのが一番理想的ではないかと思う。今、そういうふうには、やられておるのではないかと思います。

だから、さっき課長が言いましたように、民間からの受注が伸びておるとするのは、やはり、これは別の原因で、高齢化して独居、お一人で高齢者の方がお住まいだとか、ご夫婦でお住まいでも高齢化、今まで二人でちょっと庭の手入れしたり、自分でしたけどももうできないと、で、社協にお願いするという。この部分がかなりふえておるのではないかと思います。

そういうことで、刀根議員言われました城山の問題のこと、これはもう何人からも指摘されております。ただ、1年のうちの花見のシーズン、ワンシーズン。昔はあの山に登って、具体的に言ったら、ビール瓶抱えて上がっていく。今、なかなか

そういう人がいない。平地のすぐ横に一目見られるところで花見をするという方が。需要がなかなかないということが、まず、花見の件はですね。

ただ、花見ばかりではなく、芦屋町の、いわゆる、この狭い中で、せっかく、先代の方がずっと時代の流れとはいえ、城山という一つの住民の方の憩いの場という形になっておりますが、これは個人的に考えますと、桜だけでなく四季折々の中で、そういう散策していただけるような、例えば、椿だとか、そういうようなものも植えて、していただけるというような形で活用していけば、ちょっと視点を変えて、城山イコール花見と、大体、そういうような昔から芦屋は定説になっておりますが、そういう発想の転換、いろんな樹木を植えて、来ていただくということも考えなくてはならないのではないかと考えております。

そういうことで、その管理に高齢者活用したらどうかということでございますが、先ほど来申し上げておりますように、芦屋町でも造園業をやられている方がかなりおられますので、その方たちの生活、仕事を奪うという形になりますので、その辺のバランスを考えながらやらなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

高齢者雇用という形の中で、ますますふえてまいります。できるだけ、やはり、生活の安定と、そして、それを一つの生きがいとしてやれるような場、これをつくっていただければということで、これは、今後の課題として考えていただければよいかと思えます。

続きまして、福祉行政基金の現在高と、今後の福祉行政における基金の積立額の目標額、これをどのように考えておられるのかをお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

福祉行政基金ですが、24年度末の現在高は約2億5,600万円です。25年度末にも、今年度も取り崩しをしますが、25年度末の予定としまして1億5,600万円になる予定です。

福祉行政基金はご存じかと思いますが、昭和55年に設置され、基金総額を30億円。これの果実運用、要は利子で運用しておりました。平成に入って一時期利子が7%という時代もありまして、利子だけで2億円を超えるという収入があり、町単独の福祉事業に充当されてきたという経緯があります。

しかし、競艇事業からの収入が減少し始め、一般会計の財政運営が苦しくなったために、平成13年度に、元金の取り崩し条項を追加し、その後、取り崩し続けた結果、先ほど紹介しました数字に現状としてはなっております。このように、ここ十数年の経緯からして、基金を積み立てるだとか、ましてや、目標額を幾らにするかという余裕はありませんでした。

ただ、財政シミュレーションでも紹介しましたように、競艇事業からの収入にある程度めどが立ちそうなので、新たに創設する基金という話をしていますが、そこで調整しながら福祉関係の分野についても検討したいと考えております。

目標額については、少しでも多いほうがよいとは思っていますが、従前の今の福祉行政基金が創設された昭和50年代というのは、毎年30億円前後の競艇事業から

の収入があった時代ですから、今とは雲泥の差があります。そのため、基金の充当先の対象事業、それから、目標額については慎重に検討したいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

私も、一つの、この行政運営そのものが厳しかったというところで、職員の給料までもカットしながら乗り越えたというお話は聞いております。

ただ、これからの社会という格好の中で、高齢者がふえ、そして、福祉行政に係る行政経費というのがふえるであろうという予測があった場合に、これは、ないからできないというわけにはならないと思います。

ある程度、先ほどの問題とも関連するんですけども、行政経費の節約できるところを節約し、そして、積み立てられるところを積み立てていきながら、そして、あと15年か20年先には、一つの人口動態、これは、実はせんだって、新聞のほうに上がった人口動態です。

少子高齢化というものが、はっきり出てます。そして、この分、高齢者が亡くなっていくというので、人口が減っていくんだというところがはっきり出ておりますので、その点を踏まえて、長期的視点に立った基金の設置等を検討いただきたいと思います。

次に、特別養護老人ホーム設置における町の負担額をどのように考えているのかということについてお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

町では、本年度、公募の結果、26年度整備分として80床の特別養護老人ホームが建設される予定でございます。

このことによる、町の負担額の増加分を試算しております。試算方法としましては、今住まれてる芦屋町の方で、現在、特別養護老人ホームに入所されている方の1人当たり介護給付費の年額が約300万でございます。ほかの特別養護老人ホームの入所割合から、新規整備分80床のうち、大体、芦屋町の方が8割弱入所されるということが推定されてます。

それで、こうしますと、年総額約1億8,400万の介護給付費が必要になります。このうち、市町村の負担額というのが12.5%ですので、今回の80床の特別養護老人ホームの整備に当たり、新たに2,300万円の町費が毎年必要になるというふうな状況を試算しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

福祉課長の説明で、2,300万円程度の負担ということなんですが、一応、財政シミュレーションでは、介護関係の関係経費負担として毎年5%の伸びを見込んでおります。金額にしては、毎年1,100万から1,500万ぐらいの程度の伸びになるだろうということで計画はつくっております。

それと、財源的な話になりますと、4月から消費税が8%になりまして、市町村に交付される地方消費税交付金、これは当然増額になります。その一部が市町村の各種福祉施策の財源の一部として充当できるわけですが、まだ、その額がどのくらいになるかというのははっきりしておりません。

いずれにしても、先ほどの福祉行政基金の話もありましたが、今後も行財政改革、集中改革プランによって事業の見直し、廃止を実施し、財源は確保していかなければならないということは認識しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

ただいま、一つの特別養護老人ホームというものができるということによって、町にもこれだけの負担がかかっているんだといったところの部分が見えてきました。

ただ、高齢者、それ以上のスピードで出てまいります。そうすると、その先のこと、いわゆる、これからの一つの地域福祉なり、それをどうその中にかみ合わせていくかと、こういったものを含めて、十分な検討をして、そして、皆さんが安心できる町、そして、さらには、何と申しますか、これからの部分で、余りにも、こう今、私の先輩のほうから聞く言葉の中に、もう少し静かにならないのかねっていうこともよく聞きます。

やはり、一つの情報というものを適正に出していく。そして、その部分が、だけど、これは必要なんですよということを、やっぱり、十分に知らしめるというんですか。でないと、違ったその声の中で、違った形で引っ張られている分野というのは、多々あるんじゃないかなというふうに思いますので、最後にそれをつけ加えまして、今回の一般質問を終わります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

以上で、刀根議員の一般質問は終わります。

○議長 横尾 武志君

次に、11番、益田議員の一般質問を行います。益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

おはようございます。11番、益田美恵子、一般質問をいたします。

まず、通告書に従いまして、質問をさせていただきます。

1つ目に、空き家等の適正管理についてお尋ねいたします。老朽化が著しい建物等について、町民から苦情、または、相談等があったかどうかをお尋ねいたします。

私のところには、いろんな相談があり、例えば、風が強いとき、倒壊の恐れがあり怖い、猫が住みついている、不審者と思われる姿を見るときがある等々ですが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

件名1要旨1、町民からの苦情相談等があったのかということで、町民からの相談の件数につきましては6件ほど相談が来ております。そこで、主な相談内容といたしましては、今さっきほど言われました、そういう空き家の状況で、不審者がい

たりとかいう件もありますけれど、その土地等建物が建っていることを知らず、建物の所有者がわからない状況で困っているのではどうかといたった相談や、自己の所有の建物を解体する際、隣接する空き家の所有者にも連絡したいが所有者がわからない、空き家を所有しているが、自分自身は公的扶助を受けているため解体費用が工面できない。そのほかに、隣接する空き家から一部の部材が落ちてこないか心配であるなどといった相談を受けております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

相談件数が6件あったということでございますが、どのような対応をなされたのか、そのことについて、どういった対応というのかお答えをされたのか、また、どういった対策を講じたのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

基本的に、相談に来られたものにつきましては、その周りの土地、建物の関係になりますので、その私有財産の物件であるということで、まず、所有者が適正な管理を行わなければいけないことが原則でありますので、行政として、直接的なところできません。

それで、わからない物件等につきましては、行政としてできる限りのことをするという形の中で、その土地の所有者等の調査等を行うような形で、所有者探しを行っている状況になります。所有者が、もし、判明した場合につきましては、周辺住民の方からこういう形で相談がっておりますので、適正な管理をできませんかというふうな形でのお願いをしているのが現状でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

その場合において、相談者のほうに結果報告というものはなされているのか、お尋ねいたします。結果報告というのが、どのようにいたしましたという、必ず、相談者の方にお答えをさせていただかないと、相手の方はどのようになっているかわからないと問題点もありますので、その点についてはいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

案件のわかったものにつきましては、一応、そういう対策を講じてますという形の中で、連絡するような形をとっておりますけれど、相手方の所有者の物件のほうに手紙等を出しても、現状として何も回答が返ってこないという部分もありますので、なかなかそこら辺が進んでないし、うちとしては非常に困っているような状況にあります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

担当のほうも大変お困りのようではございますが、住民からの相談とともに、最後に言葉をつくのは、行政に言っても何もしてくれないという言葉が返ってくるわけですね。そんなことはないと思いますよと、私は申し上げるんですが、ただ、できることとできないことはあるでしょうからねと言っても、なかなか理解していただけない。言っても、結果的に、わからない部門における回答が相談者に返ってないということがあってのことだろうとも思いますが、やはり、個人でできないわけですから行政に頼みに行くわけですね。役所以外にどこができますか。個人はできませんよと。確かにそうなんです。私も相談を受けても、私はできませんので、やはり、行政のほうに相談に行くしかありません。

その場合において、こういった問題について、町の対応はどこまで可能なのか。また、不都合な点はないのか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

町の対応と不都合な点についてないのかという形についてお答えいたします。

町としましても、基本的には、空き家につきましては私有財産でありますので、物件の所有者が適正に管理されるものであるというふうに認識をしております。

しかし、私有財産について行政が指導なり、助言等を行うためには、その根拠となるものが必要になるのではないかというふうに考えております。そのため、空き家等の適正管理に関する要綱を12月に作成しまして、その要綱に基づいて事務をとり行っていこうというふうに考えております。

この要綱により、管理ができてないと思われる物件の所有者へ状況をお知らせし、適正な管理を文書もしくは口頭でお願いし、所有者の自主的な改善をお願いしていくという方向で進めていきたいと思っております。

不都合な点につきましては、こういう空き家の中で、所有者のわからない物件というところにつきましては、通常、固定資産の所有者の情報につきましては、法務局等で確認をしているのが現状ですけれど、未登記の家屋、これが一番問題になっておまして、うちのほうでも探す場合はですね。所有者が特定できないため、土地の所有者や家屋の周辺の住民の方々に聞き込み等の調査を行って、その家屋の持ち主の状況を把握しているという状況にあります。

また、登記物件でありましても、登記名義人が死亡されているという形の中で、相続がされていないとかいう場合もございまして、その相続人をまた探すのに、非常に苦慮をしているのが現状でございます。また、法定相続人が複数いる場合、交渉の窓口を一本化するという形の中で、相談相手を決めるのに相当の時間を要するなどしております。

そういう相続人を探すために、戸籍などの公用請求をする場合も、今の現状では、12月には要綱をつくっておりますが、法的な根拠として条例等の根拠がないため、住民票を町外の方とか、町内の方でも、公用請求するのが非常に難しい状況という形の中で、調査するのに非常に苦慮をしているのが現状になります。

また、そういう空き家の方がわかった場合、所有者に対して適正管理をする文書を送付しても、法的強制力がないため、改善が見られないという場合もございまして。そういう形で、不都合な点があるという形でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

行政としては大変苦慮されている状況がわかるんですけども、不都合な点につきまして、先ほど申しておりましたが、通常、固定資産の所有者情報は法務局で確認をすることができますが、とありますね。例えば、芦屋町には税務課もあるわけですし、横との連携というものはできないものではないでしょうか。

何か、できるような私は気がするんですけども、その地域づくり課と税務課との連携の中で、情報を得るといことはできないのか。また、税務課においては、空き家家屋であっても、土地未登記の場合はどうかわかりませんが、家屋等の納税は行われていると思ってるんですが、この点については、この2点についてお答えをお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

まず、今の未登記の家屋等についての課税でございますけども、当然、一定の評価額があれば課税しております。

未登記の場合の納税義務者をどなたにするかということですけども、家屋の場合、評価に、まず伺います。そのときに立ち会っていただいた方に、所有者どなたですかというふうなことで、聞き取りのほうで納税義務者を決定している次第でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

税務課との連携ですが、そういう情報につきまして情報を得られるものについては、一応、課内の中では情報を共有させていただきたいなというふうに思っております。ただ、詳細なところにつきまして、税務課のほうで出せない部分もあるということを知っておりますので、その中でうちとしては、情報を共有し、連携しながら行っていきたいと思っております。

また、火災予防の観点から、ほかの他課とも連携はしていかないといけないというふうに思っております。今、火災予防の観点から、総務課や消防関係とは連携をしていきたいなと今後思っておりますし、環境美化の観点につきましては、環境住宅課と連携をしていきたいと思っておりますし、あと、道路の関係でいきますと、都市整備課という形の中で、所管所管でいろんな連携を図りながら、総合的なところで情報を共有して、その空き家に対して対策を講じていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

先ほどは、法務局のほうにということで、こう申されておりましたので、その点について、同じ行政同士でございますから他に漏らすわけではありませんし、それを私が教えてくださいますと言っても、それは教えられないものではないと思うのね。

お互いに課同士で、そういった情報を得ながら対策を講じていくということは、私は以前から縦割りじゃなくて横の連携というものを、常にやっていくべきじゃないかということは申し上げてきたときもあるんですけども、そういったのが大事じゃないかなと思いますので、今後、よろしくお願ひいたします。

それから、次の点に行かせていただきますが、不都合な点についてとくに、例えば、戸籍などを公用請求する場合に、現状では、条例等の法的根拠がないため請求が難しい状況です。そういったことが、先ほど述べられておりますが、そうであるならば、やはり、不安材料があるとするならば、その手だてとして、条例化をするということは必要なことではないかと思われませんが、この点についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

今の質問、要旨3という形の中でお答えすればよろしいでしょうか。

条例化の必要性はあるのかという形の中でお答えさせていただきたいと思います。

これにつきましては、昨年、第4回定例会の田島議員の一般質問の中でもありました空き家対策に対し、条例の制定は考えていないのかという質問があり、副町長より、まず、現状がどのような状態、実際どうなっているかということ把握することが重要ではないかという形の中で、まずは、条例をするしないを含め、空き家対策にいろいろな角度から検討することや、先進地の事例を調査研究した中で、今後の重要な課題として認識し、取り組んでいきたいと考えていますとの答弁をしております。

これを受けまして、今年度、空き家対策に関する事務が地域づくり課所管というふうになりまして、4月から現状把握を行うため、区長会を通じ、各自治区へ地域内の一軒家の空き家に関する情報提供をお願いをいたしました。また、空き家に関する情報提供を呼びかけるチラシを自治区で回覧などで呼びかけを行いました。

6月の時点で82件の空き家情報が寄せられまして、現状を確認した際、適正に管理がなされていないと思われる空き家につきましては34件ございました。この適正な管理がされていない空き家が長期間放置されることは、地域住民の皆様の生活環境にさまざまな面で悪影響を与える深刻な問題であると認識しており、町としては対策を強化すべき課題の一つであると考えております。

全国で、200を超える自治体で空き家等の適正管理に関する条例が制定され、福岡県では13の市町が制定されていると聞いております。条例の制定につきましては、個人の権利に制約を加えるということになりますので、非常に慎重な判断と手続が必要になるのではないかと考えております。

先進的に取り組んでいる自治体の状況を参考にしながら、関係課による先ほどもお話ししましたいろんな他課との連携を含めまして検討会等立ち上げて、内容については弁護士からの指導を受けながら、条例を制定する方向で検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

適正な管理がされていない空き家が34件あるということですが、それもやはり私

有財産でございますので、なかなか踏み込めない、調査がしにくいという。これはもう確かにそうだろうと思います。だからこそ、やはり、条例等をつくって、その何もぎゅうぎゅうに縛るというものではなくて、やはり、ある程度責任ある行動がとれるような行政の立場をつくっていく。これは、大事なことだろうと思います。

岡垣町におきましては、空き家バンクという制度をつくって要綱をつくりまして、それは定住促進による人口の増加を目指しているようでございます。岡垣の場合は、登録をしていくわけですから、その中で、この家の方が貸してもいいとか、売ってもいいとか、いろんな条件といいますか、その方の希望に合わせた条項をつくりながら、それに合わせて、貸されるところにはそこにお住まいになる方を紹介するとか、そういった形のもののようでございます。

それから、芦屋町にも、環境美化に関する条例というのがありますから、占有者等の責務というところの中に、占有者等はその占有または管理する土地及び建物を適正に維持管理し、みだりに空き缶等、ごみ等が捨てられないようにするために必要な処置を講ずるとともに、町及び県が実施する施策に協力しなければならないという、その美化条例があるわけですから、例えば、家の外にみだりにごみを置いてあるとか、そういったものがあれば、この条例を適用する。

また、遠賀・中間地域広域行政事務組合火災予防条例の中には、空き地及び空き家の管理ということが述べられております。その中には、24条の2ですけれども、空き家の所有者または管理者は、当該空き家への侵入の防止、周囲の燃焼の恐れのある物件の除去、その他火災予防上必要な措置を講じなければならないという条例もあるわけですね。

だから、そういった条例をもとに、芦屋町が条例をつくるまでには時間がかかりましようから、そういったものを使ってといいますか、この条項に基づいて当たっていくという。このようにならないものかなと思いますね。

それから、一番いいなと思ったのは、飯塚市の空き家等の適正管理に関する条例ということで、目的の中に、この条例は空き家等が放置され、老朽、危険家屋となることを防止することにより、生活環境の保全及び安全安心、防犯防災のまちづくりの推進に寄与することを目的とするという目的を定めて、それから定義、所有者の責務という中に、9項目ぐらい掲げてあります。

所有者は、空き家等及びその敷地が次の各号のいずれかに該当する状態にならないよう、常に適正な管理に努め、その管理を放棄してはならない。1、樹木や雑草等が繁茂すること、2、自然現象により建築材等が飛散すること、3、害虫または悪臭の発生場所になること、4、野良犬または野良猫のすみかになること、5、火災の予防上、危険な場所になること、等々がここには挙げられて、9項目ぐらい挙げてあります。この飯塚市の適正管理に関する条例というのは、なかなか、ちょっとわかりやすくていいかなと、このように思っております。

最後でございますが、先ほどの岡垣の定住化促進も一つありますが、町長の昨日のご答弁の中にも定住化政策、先ほどもありましたけれども、この空き家適正管理に関する条例とともに、また、空き家バンク制度とか、そういったものの中で定住化政策を図っていただけるお考えは一つあるかないか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

私も、岡垣町空き家バンクというのは承知しておるわけでございますが、益田議

員の今回の一般質問、空き家という形は安全安心とか、そういうような形の質問が主だったかと認識しております。

その最後の空き家バンクは、私は、ちょっと岡垣についていろいろ話は聞く機会多いんですが、実態がどうかなどという、他町のことで、不動産屋、貸す側一軒家がありまして、貸そうと思ってる人は、不動産屋さんにお頼みするわけですね。そこで、いろんな契約、これも契約ごとですから、いろいろそごがあるんできっちり契約して貸すと。実態がどうかなどというもう一つあるわけでございまして、まず、この空き家対策の件は、今、ずっとる益田議員が事例を交えてご質問いただいたわけでございますが、これはもう社会問題化しておるわけでございます。この地域だけじゃなくて、日本全国、この空き家という形の中で、社会問題化しております、課長が答弁いたしましたように全国で200、福岡県では13の市町が制定しておると。

制定をしておる市町村があるんだから、例えば、県内、私の思いというのは、県内60市町村あるわけで、そのうちの13の市町が制定しておるといふ厳然たる事実があるわけ。課長もさっきから言うておりますように、うちの町では、今、何をやっておるかというのを流れがあり、今、要綱をつくらしていただいております。

まず、要綱をつくる、そして、注意を促す。それから、その次にくるのが、条例をつくるということでございます。この条例も、先ほど来より、益田議員から先進地事例、紹介ありました。それを調査研究して、芦屋町に合った条例を制定するという方向で、今、やらしていただいておりますということを言明させていただきます。

遠賀郡内でも、岡垣町がちょっと違う意味での空き家バンクという形ですね。これ、制度をやっておるわけでございます。それと、私、注目するのは中間市が、一応、どこの市町村でも空き家対策という形でいろいろ論議やっておるわけでございますが、中間市において、条例は内部検討したが、理念の条例にしかならないので効力はないと考えておるといふことで、しかし、じゃ、何もしないかというのではなく、益田議員からも、関係な法令の中で、道路法第44条の適用をするほうが実効性があるといふことで、道路法を使って、その空き家対策というのに取り組んでおるといふこと。

これは、注目すべきことではないかと思っております。長くなりますが、1点目の道路法第44条というのは、沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務といふことで、いわゆる、道路管理者は、損害または危険を防止するため、特に必要と認める場合においては、ちょっと、中はしよりますけど、危険を防止するための必要な措置を講ずべきことを命ずることができるというふうにきっちり、この道路法44条の中でうたってある、命ずることができる。

このことは、一番大事なことではないかと。条例は罰則規定というのがなかなかできないんで、いろんな研究をさせていただいて、芦屋町の空き家対策をさせていただきたいと思っております。それで、ご理解いただきたいと思います。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

以上で、終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、益田議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 横尾 武志君

しばらく、休憩いたします。再開は11時20分からいたします。

午前11時15分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

次に、1番、松上議員の一般質問を許します。松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

皆さん、おはようございます。1番、松上でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

件名につきましては、教職員の勤務実態と対応についてであります。

先生は忙しい。その忙しさは解消されるどころか、鬱病などの心の病で休業した公立学校の教員は、2008年度から4年連続して5,000人を超えるなど、現場の悲哀は深刻さを増すばかりだと、このように指摘をしています。

昨年から今年にかけて、東京都のNPOが全国の小学校教員を対象に実施したアンケートで、教員の仕事で一番悩んでいることを尋ねた結果、1番に、自分の時間が持てない、2番目に、保護者との関係、3番目に、特別支援が必要な子どもへの対応などで、先生の焦燥感や不安が色濃く浮かび、手厚い支援を望む声が聞かれたと報じています。こうしたアンケート結果を踏まえ、以下の点について質問いたします。

まず、第1回目の質問であります。NPO日本標準教育研究所が調査した、昨年3月から今年1月までの調査結果によりますと、教師が一番に悩んでいるのは自分の時間が持てないことであると報じています。学校にいる時間は11時間半、日本の全産業の平均は10時間半に比べても、1時間長い。その上、9割が自宅で仕事をするがあると、休日出勤も月平均2.2回としていると、家族との時間が持てないなど悲痛な訴えも上がってきました。芦屋町の実態はいかがでしょうか。お願いします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

小学校と中学校に分けて、述べさせていただきます。

まず、小学校の教職員ですが、拘束時間は8時15分から16時45分までの8時間30分で、途中45分の休憩時間があります。小学校では19時に門を閉めることから、遅くともそれまでに学校を出ることになります。校長などから速やかに帰宅するようにと指導していますが、残って仕事をするかどうかは、先生方の判断に任せているところです。このような状況から、最も長くいる先生は、拘束時間の前後、約2時間を加えた10時間30分程度ということになります。

また、中学校の場合は、拘束時間は、8時10分から16時40分までの8時間30分で、途中45分の休憩があります。中学校では部活があり、生徒の完全下校、4月から10月までは19時で、それ以外は18時30分後に事務処理を終えて帰宅することになります。中学校も小学校と同じように速やかな帰宅を指導しておりますが、遅い場合、20時ごろの帰宅となっており、拘束時間の前後約3時間を加

えた、11時間30分程度が学校にいる時間となっています。

自宅での仕事として、小中学校の大部分の教員が、授業づくりや採点業務、自習ノートの点検などの仕事を行っております。休日勤務については、研究発表会前などの忙しい時期にしか出ておりません。ただし、中学校の場合は部活の試合、練習等に出ることが多くあります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

今の芦屋の実態をお伺いしたんですけども、これ、最後に何時ごろに帰られたかというのは、把握されていないところがあるわけですね。個人の自由という形で帰られとるんですかね。お伺いします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

基本的には、学校で残んなさいという指示はしないということになっております。そのあたりで、残る残らんについては、家庭のほうに仕事を持って帰ってするか、学校でするかは先生方の判断ということになります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

学校の先生方には、残業手当というのはあるんですか。

以上。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

先ほど言いましたように、原則として時間外勤務を命じておりませんが、臨時的、また緊急にやむを得ない必要があるものに限りということで、4項目、例えば、校外実習その他、生徒の実習に関する業務、これは部活の関係でございます。それから修学旅行その他、学校の行事に関する業務。それから職員会議に関する業務。非常災害の場合、児童または生徒の指導に関し、緊急の措置を必要とする場合、その他やむを得ない場合に必要な業務ということで、これは福岡県職員の勤務時間、それから休暇等に関する条例の中に定めてあります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

それでは、そういった業務で残業しなさいという任命はしてないと、残ってるというのは、自分の自由意思で残ってるんだと、そういうことですね。

ということは、何時間残業したかという把握もされてないわけですね、実際にはね。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

そのあたりの管理につきまして、先生方の健康管理も含めて、教頭先生が主にやられているということで、確認したところ、中学校においては、特に部活の関係がございまして、20時ごろまでには帰っているということで確認をしております。以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

今の学校での休日出勤というのは、部活で対外試合とか、そういうところでしか休日出勤はしてないということですのでけれども、そしたらその対外試合なんか行った場合の代休とか、そういうのは与えられておるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

先ほどの勤務時間外ということになりますので、手当がついとりません。その分におきましては、代休ということ、処理になりませんので、手当で賄っているということになります。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

それではその、芦屋町の場合は過酷な勤務はしてないということになるわけですね。で、その実態として、今芦屋の、まあ全国で5,000人という話を先ほど言いましたけれども、芦屋町でそういった休養しているとか、そういう先生で対象者はいないわけですね、どうでしょうか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

現在におきましては、休業の先生はいないというふうに認識しております。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

アンケートの中の自由記述の中で、外国語活動とか他校との連携、総合学習など、やらなければいけないことが多く、じっくり授業を組み立てられないなど、悲痛な訴えも見られていると、教員の多忙化は、国が定数増など対策を打っているが、解消されていないのが実態と浮き彫りになっていると、このように指摘されていますが、芦屋町の場合はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

今おっしゃいました、いろんな活動ですね、これは確かにあっていまして、今回、指導要領が新しく変わりました、それぞれ授業、学習内容がふえました。したがって、月曜から金曜日まで30コマつくろうとやっておりますけれども、小学校でもほぼ30コマに近く使っているわけで。小学校の1年生でも、午後まで授業があつてるといふのでないと、授業内容が済まないということが、そういう実態が一方であ

る。で、これは大変なことで、それを一つの解消として、芦屋町では土曜日授業を取り入れました。今おっしゃいました総合的な学習、いろいろな体験活動、こんなのはやっぱりやらないといけないところがある。で、それを土曜日に持ってくることによって、そこが空き時間が出てきます。そこで先生方に若干のゆとりが出てくると、またそこで、総合的な学習だとか体験的な活動を、時間がないもんですから、あんまり深く計画立てないでやってしまうという実態がありましたけど、そのことが土曜日にやることで時間が浮くことで、細かな計画ができる、子どもにどういう力を育てようか、そういうところまで踏み込んだことができると、そういうことで今取り組んでおります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

次に、2点目の質問に入らせていただきます。次、保護者との関係ですけれども、保護者との関係では、ベテランの男性教員は、15年前の保護者は非常に協力的だったが、現在は批判から始まることが多いと、対応の難しさを強調しています。さらに、貧困、虐待、家庭内暴力など、家庭が抱える問題が子どもの問題行動や学力低下の一因となっていることがあると、学校は福祉の面からの支援も求められているが、そうしたノウハウが乏しい上に、多忙化で対応し切れないのが実態であると、このように言われておりますが、芦屋町ではいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

芦屋町では、「芦屋の子どもは芦屋で育てる」という教育理念のもと、学校、家庭、地域が連携し、将来に夢、希望、志を持つ子どもたちの育成を図っています。貧困、虐待等の家庭が抱える問題に対する支援としては、学力関係としては小学校4年生までの35人学級制、少人数学習指導、中学校3年生対象のイブニングスタディなど、町独自の施策を行い、きめ細かい教育を行っています。

また、家庭内の問題につきましては、福祉課とも連携しており、スクールソーシャルワーカーでのコーディネートによるケース会議を開催し、それぞれの問題に対応しております。この会議には、教育委員会、福祉課、学校、ケースワーカー、児童相談所、民生委員などが参加しています。しかし、被害者は子どもで、そのような子どもが町内にいることも事実であります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

福祉の面からも連携についてご説明申し上げます。

児童や生徒の虐待、育児放棄などの事案に対しましては、教育委員会、福岡県の専門機関である児童相談所を初めとした、関係機関と適宜ケース会議を設置し、調整を図りながら対応を行っております。これまでには、児童相談所の機能である専門的なアドバイスのほか、非常時には一時保護や措置を行い、安全確保を図っております。ほかにも、主任児童委員や民生児童委員に事案の情報提供を行い、見守りなどを実施していただいております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

いろんな手厚い支援策をとっておられるということで安心いたしました。この間に父母会とのトラブルとか、そういう実態はございませんか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

父母会というか、PTAの関係になろうかと思うんですが、そのあたりについては学校とPTAがうまくいってるというふうに、各学校とも報告が上がっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

今はうまくいってるということでございますが、そうしたことが仮に起こった場合のノウハウといいますかね、こうした場合はこうなるんだと、そういったところの研究はされておるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

一般的にモンスターペアレントっていう言い方がありますが、今、芦屋町ではそういう方がいらっしゃるというふうに認識をしております。

で、基本的に一番大事なことは、まさに早期対応だと思っております。いろんな問題が起こった場合にですね。その際にいかに早く対応していくか、たったそれだけで、当然、校長が前面に出て対応していくと、したがって、学校では「ハウレンソウ」といいますか、報告・相談・連絡を密にすることによって、校長に早く情報が上がると、そこでほとんど、いろいろ問題がないことがないわけですから、そこで一応解決して、保護者の方も一応納得していただいて、いろいろなことが片づいているというふうに私たちは思っております。

それから、それでも解決できないなら当然教育委員会に上がってきますから、それは私たちが前面に出て早く早期解決を図るというふうに思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

以前にこのモンスターペアレントっていう話で質問したことがあったんですけども、そういう時期にも芦屋のほうではそういうのなかったということで、「ハウレンソウ」っていうぐらい早く対応されとるということについては、敬意を表したいと思います。

それでは、3点目の質問に入らせていただきます。3点目につきましては、特別支援教育についてであります。文部科学省の12年の調査で、学習障害や注意欠陥多動性障害で、学習面や行動面で特別な教育支援を必要とする児童生徒は、クラ

スの6%程度で、40人学級でおよそ2人と推定されています。その子によって対応の仕方が異なるので、これまでの経験が余り役に立たないと、指導のための指導が不十分で教科書さえないと、自分一人では対応し切れないときがあると、支援体制の不備を指摘する声もありますが、芦屋町ではいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

文部科学省の調査は、通常の学級における発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査であり、学習面または行動面で著しい困難を有する児童生徒は通常の学級に在籍していることから、教科書は普通の子と同じものを使用しています。特別支援学級では、個別の教育支援計画を作成し、その子に適した授業を行っており、学校内での先生方の共通理解を図るため、校内委員会、校内研修を実施しております。

また、気になる子どもについては、各学校年6回の巡回相談によって、臨床心理士による授業観察、指導助言及び研修などを行い、早期発見、早期支援に努めております。

町内には、発達障害の子どものために、芦屋東小学校、芦屋中学校に各1つの通級指導教室を設置しています。そこでその子に合った指導や学習を展開しています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

芦屋町小中学校全体で、その支援を必要とする子どもは何人ぐらいおるんですか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

25年度現在でお答えしたいと思います。すみません、この分につきましては、可能性のある子どもというのがなかなか把握できないということの中で、まず通級指導教室というのがあります。東小学校と芦屋中学校のほうにあるんですが、その通級指導教室の場合は、通常の学級から、ある教科とか、問題のある子が通級指導教室に来て特別な支援を受けるというのがありますが、その数が芦屋東小学校では8人、それから芦屋中学校では11人、で山鹿小学校から芦屋東小学校に1人行っていると、合計20人が通級指導教室を利用していると。先ほど議員言われました、可能性のある6.5%の分までは、全体は把握し切れてない分もあるということでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

そしたら現にそういう通級指導を受けるとというのが20人ということですね。

この間、山鹿小学校の研究発表会のときに授業を見たんですけども、あのときもなんか別に2人ずつとかして教育をされとりましたけども、あそこら辺についてはどうなんですかね。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

今、課長が言いましたのは、いわゆる発達障害の対象の子どもを紹介した。議員が見られましたあれは発達障害ではなくて、知的障害と情緒障害っていう子どもの特別支援教室です。

特別支援教室の場合には、まあ、発達障害もそうですけど、それを認定されずと1人教員を加配してもらえます、専門のといいましょうか。ですから、山鹿小学校には知的障害の子どもが2人、情緒障害の子どもが2人いまして、それぞれ先生方が1人ずつ配置されておると。それは、町内どの学校にも1つずつ教室がございます、知的障害と情緒障害。

ですから、この発達障害の子どもと若干対応が違いまして、発達障害の通級教室というのは、ある部分だけちょっとやっぱり問題があるんです。ですから、例えば人との対面が非常に難しいとか、交流が難しいとか、それから文字が読みにくい子どもとか、それで障害で一部違うと。だから、そのところだけを通して行ってそこだけ指導していただくと。あとはまた普通の教室に戻るんです。

知的障害と情緒障害の子どもたちは、原則その教室にずっといます。しかし、国語と算数だとか、このような教科は特別に取り出して授業しますが、体育とか図工だとか音楽というのは――親学級と言ってますけど――普通の学級に戻って一緒に子どもたちと授業していくと。そういう意味で、隔離しているわけではございません。一緒にやっぱりやる中で弱いところだけは特別指導しましょう、そういう特別支援学級と通級指導教室はちょっと性質が違いますので、議員が見られたのは、さっき申しましたように知的障害と情緒障害の子どもの教室です。

以上です。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

25年度におきます、知的障害、それから情緒障害の児童生徒の数を報告したいと思えます。まず、知的障害になります、芦屋小学校4名、芦屋東小学校4名、山鹿小学校2名、芦屋中学校5名、計15名でございます。それから、情緒障害関係につきましては、芦屋小学校3名、芦屋東小学校5名、山鹿小学校2名、芦屋中学校4名、計14名でございます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

発達と知的、合わせて30名近くいらっしゃるんですけども、この方たちは小学校の間、こうした特別教育で一生懸命勉強、指導されとると思えますけども、結果として、例えば中学校、小学校卒業するときに、どれくらいの率で改善されとるのか、そこら辺わかっとったら教えていただきたいと思えます。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

これはですね、改善されません。医学的にちょっと私詳しいところってわかりませんけれども、発達障害の場合は脳の一部にどっか機能障害があるということで、その機能が回復することはないだろうと言われてます。

ですから、今学校では、例えば文字が見えにくい子、裏側に文字が見える子、いわゆる学習障害と言ってます、その子たちが幾ら訓練してももとに戻りません。そうするとそこは、その子の持つてるよさがまたほかにあります。そちらを伸ばすことで子どもたちを社会に適応させようと。困ってることを何ぼ医学的にやったって改善しない。ですから、教育は、今芦屋では、いいところを伸ばしてその子に自信をつけて、そして社会で自立できるように、そういう子どもを育てようと、そういうことをしております。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

一生懸命努力されとるということがよくわかりました。

私も知ってる子どもが1人おったんですけども、これも、中学校に行って、今、一生懸命柔道をやって頑張っておると。そして、まあ、どうしようもないぐらい小学校のときあったんですけども、中学校に行ったらきちんと責任持って自分の担当のところはすると、そういう子になっておりますので、そういう意味ではぜひ小学校のときよろしくお願ひしたいと思ひます。

では次に、4点目に入ります。4点目の質問としては、非常に注目されておるのは、半数の教員が教師同士の協力関係を希望していると、こういう点にあるということです。裏を返せば、教員がお互いの悩みを打ち明けたり、先輩教員からアドバイスをもらったりする機会がないと、そういう現実をあらわしています。この点については芦屋町はいかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

教員の資質、力量を高める方策は研修です。町内各小中学校とも、若年教員に対して、中堅教員及びベテラン教員による指導力の向上を図るため、若年教員研修会などを行っております。教員同士はよく話をしており、先輩教員からのアドバイスが役に立っていると聞いています。また、対保護者や、指導に困難を来す子どもに対しての指導のあり方で、スクールカウンセラー、不登校対策支援員への相談、巡回相談時に臨床心理士による個別の相談で指導・助言を受けている場合などもあります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

学校教職員として採用された場合に、その赴任先の学校でそういった研修会、新人研修とか、そういうことをやられるんですね。どれくらいの頻度、時間でやられるんですか。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

教員の研修はですね、官制研修と自主研修、大きく分けて2つあります。

官制研修というのは、県教育委員会、ここで言いますと北九州教育事務所がやる研修で、1つは年数に応じた研修がございます。2年たった教員で3年目に経2年

研修、それから5年たった教員で6年目に経5年研修、それから10年たった教員に経10年研修、こういうものがある。大体、経年ではそういう10年研修まであります。

それから今度、職能っていいですか、校長になりましたら新任校長研修会だとか、新任教頭研修会だとか、それから新任の教務主任研修会、そういう新しい職につかれた場合にはそういう研修会が、これは一応、官制研修という形で公の研修がある。

自主研修は、これは自分で自分の力量を高めるために研修やりますから、まあ、郡内では、きのうも夜あったんですけど、学校経営運営研修会とか、これはサークルでやりますから、これは自分たちが自分のやりたいことをやっているということでございます。

じゃあ、芦屋町はどうかっていうと、芦屋町は年間3回の、議員さんたちもご出席いただきます例の4月、8月の6日、それから1月の、この年3回の、これは全員研修、それから、あといろんな担当者会というのを、14ぐらい担当者会をつくってますが、例えば間もなくある弁当の日担当者会、弁当の日をやるために、各学校から担当者集めてそこでいろいろ研修をしていって、どういう弁当の日が一番望ましいとか、そういう形をやっております。

それから、つい先日もやりました教育フォーラムの中で、今年は特別支援に限定いたしました、ああいう形での研修会と位置づけてやっておりまして、これはそういう大っぴらな研修がある。今課長が申しましたのは、各学校では、若年を学校で育てるのが一番いいわけございまして、日本の教員の、今まで育ててきた教員はみんな学校で先輩が教えていました。我々の若いころもそうですけど、ストーブリーグとか言って、冬みんなストーブの周りに集まって、当時はまだ飲んでましたから、一杯飲みながら先輩が教えてくれると。今はそれがもう全くできませんのでやりませんけれども、そういう中で先生方が育っていきました。ですから今は――そしてまた宿直がございましたから、その中で育ったんですけど、今はもうそういう時間ございません。ですから、今は組織的に若年研修会という形で各学校長の指導のもとに、各学校がそれぞれやっております。それは非常に成果を上げていていると思います。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

普通、一般の産業では、新入社員が入ってくるとコーチをつけて指導すると、そういうやり方なんですけども、学校の先生ていうのは、じゃあ、もう、採用されたそのときからもう担任持ったりするんですか。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

初任者研修を言うのを忘れておりました。

採用されますと1年間は初任者研修という形であって、これは相当鍛われるんです。年間36回研修がありまして、ちゃんとレポート出されまして、これは、教科指導、生徒指導、道徳特別活動、全領域にわたって、これは指導教官がつきます。

最近変わりました、4人がセットになって、だから芦屋町では4人入ってくる初任者が。これ4人一遍に小学校に入りませんので、中学校に2人、小学校に2人と

か、中学校に1人、小学校に3人とか、要するに4人がセットで入ってくる。4人に1人の指導教員というのがつきまして、その先生が今言う36回を指導すると。あわせて中学校の場合は強化指導員と呼ばれまして、指導教員が小学校の先生になる場合もあるわけです、そうすると中学校の場合、体育が入ってきたり音楽が入ってきますから、そこらについては、その学校の体育なら体育、音楽なら音楽科の先生が強化指導員となって指導していきます。

初任者研修はもう、バッチリやられております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

そういった初任者研修をきっちりやられているということをお聞きしまして、安心いたしました。先ほど教育長も言われましたように、その仲間同士のコミュニケーション、これ、やはり、時代が変わっても、ストーブがなくても、そこら辺のコミュニケーションや、飲みケーションといいますかね、そういうことは大事にさせていただきたいと思うんですけどね、よろしく願いしときます。

じゃ、次に、5点目の質問に入ります。小中高などの教員の残業時間は、月平均9.5時間半で、10年前の調査より約10時間ふえていると全日本教職員組合（全教）が報じています。学校での残業が約7.3時間、自宅で仕事する時間が約2.2時間半であると。全教は生徒指導や保護者対応が忙しくなったほかに、部活動や授業準備、報告書の作成、会議など、土日の仕事がふえて残業時間を押し上げていると、長時間勤務解消に取り組むように教育委員会等に求めたいと、このように組合は話をしております。

教育長、いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

さっきの、最初の質疑からずっとですが、基本的に校長は残業をまず命じておりません。

どうしても長くなっているのは事実でございます。私は中学校の教員が一番は部活動だろうと思っております。これにつきましては、非常に対外試合がふえておりまして、中体連の試合は限定されています。夏の大会、新人戦って決まっておりますけれども、それ以外の大会が非常に、いわゆる冠大会、それから協会大会がふえてますから、これにやっぱどうしても先生方がかかわってくる、もうほとんど土日もないように出てくる。そういうことで、それを残業というふうに言ってしまうと、ある意味、身もふたもないわけでございますけれども、まあ、先生方にとりましては、好きでしよるとは語弊がありますが、どうしてもやっぱやらざるを得ないっていう、ある意味使命感みたいなものもあるんだろうと思います。

ですから、実態としてはそりゃあるわけですが、先ほど、手当はないのかっていうご質問がございました。教員には教育公務員特例法によりまして、調整手当って4%ついております、給料の全体に。これは一般公務員と違いまして、だから残業の中身が非常に微妙でございます。先ほど課長が申しましたように、持って帰って仕事しておる、これは仕事か仕事じゃないかっていうのは非常に微妙なものですから、そういうことも含めて4%つけてるわけでございます。あわせて、さっき言い

ました、超勤4項目についてはちゃんと手当が出ると、そういう形でしておりまして、基本的には、実態としてはこれを残業というかどうかとして、拘束している先生方、長い時間おるっていうのは事実でございます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

確かに、クラブ活動になるとやっぱり毎日6時、7時ぐらいまでやってますから、それは、まあ、残業と言わないとしても、あとそのほかで、クラブ活動を別にして、いろんな会議の関係やら、報告書の関係やら、いろんな多忙な時間をとっているところがあるわけですね。そういった面、どうすれば少しでも先生が早く家に帰れるかと、11時間半も学校におると、そこら辺の対応をどうしたらいいかということをお聞きしたいんですが。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

大変難しいなど、実態として。

で、今ですね、文書が非常に多くなりました。いろんな調査項目、我々のころはなかったような、例えばいじめの実態がどうだとか、体罰がどうだとか、昔はそんなことありませんでしたけど、そういう調査がふえてきて、先生方の調査には間違いないです。

しかし、これはもうほとんど教頭がやっているんです。で、教頭の拘束時間は非常に長いのですが、これどうやって解消するかって、やはり校務の効率化をどう図っていくかっていうことだと思っています。

ですから、職員会議も今もう計画的にやっておりまして、突如やるっていう話はございません。それから、中学校はこの頃やった、去年までは月水金は朝の職朝はやらないっていう、今小学校はそういうようにやってます。そうやって、児童生徒の触れ合う時間を長くするとかですね、そういう工夫はしておりまして、できる限り会議は減らしていく、それから調査項目を減らしていくという、学校としては取り組みをしています。

では、今後、コンピューターも活用していくということも出てくるだろうと思いますが、そういうことを含めて、校務の整理をする中で効率化を図っていくと、もうそれしかないだろうと、思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

これ、教職員組合を、やっぱり教職員のその待遇改善を図るということを教育委員会に申し出をしたいと、そういうふうに言ってますので、多分また、上のほうからもそういう指示があると思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。最後になりますけども、町長にご見解を求めたいと思います。

今まで私がずっと質問してまいりました、この内容につきましては、先ほど言いましたように、東京のNPOが主催をして全国的な調査をしたわけですが、その調査を担当した、元小学校教員の増田修治氏、現在は白梅学園大准教授、この人が言ってるのは、今の学校教育は先生たちの自己犠牲の上に成り立っているのが実

態であると、これが改めてわかったと、だが、これは本来の教育の姿ではないと、先生の環境改善が急務だと、このように話しておられます。町長、いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

非常に、最初から、松上議員の質問、そして教育長、それから課長の答弁ずっと聞いておったわけですが、知らないことが多い、知らないこと、ああ、こういうことがあってるんだなど。

しかしながら、我々子どもを持つ親として先生方に対する認識というのが、いかに保護者が学校とかかわるか、かかわらない親が特に、まあ、いわゆる文句ばっかし言うモンスターペアレントということですね、私の経験を申すのもちょっとおこがましいんですが、私は子ども4人おるわけですが、PTAの役員させていただいて、先生方を見る目というのが随分変わりました、ほんとに大変だなど。もう結局、教科の指導、それから生活指導、1人問題児がいれば家庭訪問等々。やはり、私は長い間PTAの役員させていただき、それから、今でもそうなんですが、PTAの方と時々酒を飲む機会もあり、先生方と酒を飲む機会も多いわけですが、果たしてその、結局、今松上議員が言われたその「犠牲」の上という、その「犠牲」という言葉がですね、どうも私の個人的には違和感を感じるわけですが、教師、先生というのはやはり聖職であるというふうに昔から言われておるわけですが、その勤務時間だけで、その時間だけで判断をすると、今る松上議員のご指摘があったようなことも当たるところもあるんでしょうが、これは時間の問題ではないのかと思うわけでありまして。子どもたちと先生との関係は、私は時間を越えたところにあるし、また、なければならぬと思っております。例えば1人の子どもに夜遅くまで相談に乗ったり、家庭訪問したり、その関係こそが本当にやっぱり、教育、日本の教育ではないかと思っております。

例を、古い、皆さんもよく知ってます「二十四の瞳」、何度も映画化されておるわけですが、大石先生のような先生が私はたくさんいると思っております。それは犠牲というよりも先生方の責任感、そして教師、先生方の使命感のあらわれだと思っております。そこを我々がやはり応援団として、そして温かく見守るという気持ちこそが芦屋の教育を日本一にしようという、今、スローガン掲げてですね、教育行政に取り組んでおるわけですが、そのことがやっぱり一番大事なのではないかと、これはもう、私見も大分入りますが、失礼でございますが、と私は思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

今、町長のほうから自己犠牲ということを強調されましたけれど、これは決して私が言った言葉でなくて、このアンケートを調査した当事者がそう感じて言われたことですので、そこら辺はひとつ、誤解のないようお願いしたいと思います。

で、芦屋町の学校教育、教育委員長を初め、一生懸命やられとるという姿を私もよく見て知っております。ですが、やっぱり、学校の先生方も家庭を持っておる、

そうした人たちですから、家庭での時間をゆとりを持てるような、そういう生活ができるように、教職員の皆さん方の待遇もそのように考えていただきたいと思います。

申し上げますと終わります。ありがとうございました。

○議長 横尾 武志君

以上で、松上議員の一般質問は終わりました。

○議長 横尾 武志君

しばらく休憩いたします。再開は、13時30分からします。

午後0時06分休憩

午後1時30分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

次に、6番、田島議員の一般質問を許します。田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

はい、お疲れのところ恐縮です。6番、田島憲道です。一般質問通告どおり、やらせていただきます。

まずは、国民宿舎マリンテラスあしやについて、第1回目の質問です。今年は、流行語大賞に「お・も・て・な・し」が選ばれました。芦屋町でのおもてなしという皆さんは何を連想しますか。僕は、やはり国宝の芦屋釜でお茶を所望させておもてなすことができれば、いいなと思っております。それはかなわぬところですが、本石課長、どうですかね。

では、芦屋町にせっかく来てくれるなら、ぜひ、生きイカを食べさせてあげたいと思います。そして、ゆっくりとくつろぎ、旅の疲れをとっていただきたいと思うわけですが、泊まれる施設といえば、この国民宿舎マリンテラスあしやということです。開業14年を迎え、大分、外から見ても年季が入っているなど思っておるところです。そしてこの年明けの1月15日から2月28日の間、休館日を設けて内部の改修工事に着手するということですが、その工事概要はどのようなものなのか、お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

はい。それでは、マリンテラスあしや内部改修工事の概要についてお答えいたします。

工事予算につきましては、7,200万5,000円です。

主な工事内容につきましては、1階部分は、ティーラウンジ床タイル、カーペットの張りかえ、1階から2階への上り階段、床のタイル等の張りかえ、エントランス、ラウンジ、遮光カーテンの取りかえ、職員食堂及び休憩室のエアコン更新、天井張りかえ、給湯用ボイラー洗浄及び調整。2階部分は、レストラン内のカーテンの取りかえ、宴会場の畳表がえ、エレベーターホール周辺、宴会場廊下の床張りかえ、厨房天井張りかえ、厨房エアコン更新、厨房洗浄室排気ファン更新、サービス廊下の床張りかえ。3階部分は、会議室カーテン取りかえ、エレベーターホール天井改修、喫煙室及び倉庫の新設、3階から5階の客室については、内装関係の改修

となります。和室は、畳表がえ、壁クロス張りかえ、障子、ふすま紙の張りかえ、天井、照明の改修、カーテンの交換。洋室では、壁クロス張りかえ、カーテン取りかえ、バルコニーの亀裂部分改修。地下1階部分は、排気設備改修、カラオケルーム天井改修などがございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

今、伺ってみて、今回の改修は内装重視かなと思っております。それも表面的な部分改修のような感じがします。

私、2年前に2カ月ほどある理由でマリンテラスに長期滞在、宿泊しました。当時、お粗末な煎餅布団でして、それにあきれて、布団3枚重ねて寝たのを思い出します。それで、お客さんのアンケートでも必ず布団の苦情が出てくると聞いてます。こういった布団なんかどうなんでしょうか。

それと、今回の改修が実際にお客さんへの直接的なサービス向上につながるのか、また、売り上げ向上に関係する改修なのか、ちょっと疑問に思います。

また、冬の時期になると、風呂場がとても寒いんです。原因は換気扇かどうかわかりませんが。それと、各洗い場のシャワーやカランがですね、お湯がぬるく感じます。特にドライサウナのほうなんです、これ、よく苦情があります。

今回の改修で改善されるのかお尋ねします。そして、布団についてもお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

はい。まず、1点目の布団につきましてです。

布団につきましては、備品と考えておりますので、備品につきましては、指定管理者であります、現在、指定管理を任しております、マーチャント・バンカーズのほうで購入していただくべきものと思っております。

田島議員さんが言われましたとおり、アンケートの中にも、一部、やっぱり寒いという形がありますので、早急に対応していただくような形で、こちら側としてもお願いはしたいというふうに思っております。

2点目、シャワーの件につきましてですが、シャワーについては、温度を調整する弁とかが一部破損しているところがあったという形で聞いておりますので、そこにつきましては、修理を行っているという形で聞いております。全体的にそのボイラー等に関しまして、給水管関係や衛生設備等につきましては、建築後、まだ改修等を行っておりませんので、今回の改修工事には含まれておりませんが、今後、状況を見ながら、改修等が必要なところについては、今後、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

普通、大体、お風呂というのは、冬になると夏よりお客がふえるはずですよ。逆にここはですね、ちょっとお客がたつと減るんですよ。湯舟につかっても、熱風呂

じゃないからですね、洗い場に上がると、すき間風も入ってまして、すき間風が入ってくるので寒いんですよ。お客さんから、本当、よく苦情を聞きます。僕は大体、週3回ぐらいはサウナに行ってるんで、もう、そういうことばかり聞いてるんですが、このことですね、私は、担当係に何度か話したことがあるんですが、憤慨だと思ってるんですけど、なかなか対処してくれないなと思ってます。マリンテラスは、温泉じゃないからですね、とてもよそより、まあ、観光地に比べたら、とても不利な環境です。お客さんはですね、やっぱり、食事の次には大浴場のお風呂を楽しみにしてるんです。ちょっと、節電とか節水とかに気を使い過ぎてるような気がしてるんですね。

それと、部屋についても、ちょっと問題があります。部屋数は30ですね。オープン当初は、いろんなこと、例えば、オープン当初から、14年前ですよ、いろいろ変わってきております。

例えば、経済状況や社会状況などいろんなことが変わりました。14年前は、家族連れや、また、おじいちゃん、おばあちゃんたちの小旅行とか、それと、休暇村の営業努力で、小学校の修学旅行という大口の団体客をひいきにこれまでやってきてます。で、当時は、砂浜の美術展もやってまして、これを目当ての滞在客もありました。今は、いろいろ状況が変わってきています。

そして、近郊では低料金で泊まれるビジネスホテルが、この圏内にいろいろ出てきました。トヨタの九州工場や新日鉄関連で需要があると聞いてます。観光客も低料金で新しくきれいですから利用するんですね。素泊まりで、朝食バイキングつきで、3,800円と聞いてます。そういった状況が周りで起きてきてます。

例えばですね、マリンテラスは出張で幹部自衛官が来ます。それと、フライトシミュレーションというのがあるそうで、そのメンテで大手の技術者も利用してます。しかし、マリンテラスは現在のところ、シングルの部屋が、たった1つなんです。だから、とても使い勝手が悪いんです。それで、1年を通して、満室になる日は限られてまして、航空祭の前後とか、修学旅行の予約が入ったときと、あとは年末年始ぐらいだそうです。

平日にですね、どれだけビジネス客をターゲットにするかというのも今後は選択肢にあると思います。一人客でもですね、ツインやダブル、和室があいているなら、今のシングル料金と同じ価格で、たしか5,775円だと思いますが、その値段で泊まらせればいいと思うんですよ。今はですね、こう、部屋によって、1人6,800円とか、7,800円しますが、これちょっと、出張組には高いと思います。

そしてまた、砂浜の美術展ですか、これは、今のところ、復活の兆しもありますが。大型イベントの見込み客というのは、航空祭や花火ぐらいでしかないですよ。今は、芦屋はどう頑張っても観光地じゃないから、芦屋町だけを目指して来るといことはなかなか厳しいと思います。

それで、お聞きします。国民宿舎という定義は、何なんでしょう。そして、この(2)の、国民宿舎協会及びその九州地方連絡協議会に加盟していますが、そのメリットがあるのか、お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

要旨(2)についてお答えいたします。

まず、国民宿舎の定義。国民宿舎とは、自然公園や国民休養温泉等の自然環境に

すぐれた休養地に建てられた宿泊施設、休養施設です。日本の健全なレクリエーションと健康の増進を図り、国民の誰もが低廉で、しかも、快適に利用できることを目的として、昭和31年に制度化されたものです。

その国民宿舎の中で、現在、国民宿舎協会と、九州地方連絡協議会のほうに加盟しております。

それについてのメリットがあるのかという形の中で、この国民宿舎協会につきましては、これは、地方公共団体によって設置された公営国民宿舎の資質向上と宿舎の合理化を研究するためにつくられたもので、会員数としては、99の会員が加盟されております。これの負担金としては、2つ合わせて20万4,000円の負担をしております。

メリットとしましては、この公営国民宿舎のホームページに月2回、空き室等の情報の更新や、随時、宿泊プランの掲載を行っております。

2点目としまして、国民宿舎ガイドを、各宿舎、店頭や宿舎協会の事務所で販売、もしくは、通信販売を行っております。

3点目、レジャー、旅行関係の雑誌を中心に公営国民宿舎の記事が無料で掲載されるということです。

4点目、宿舎協会が、各福利厚生代行企業や健康保険組合との間で、宿泊利用契約を締結し、会員宿舎の宿泊利用増進のための活動を行っております。

5番目に、資質の向上として、職員用の研修を開催しております。

6番目、職員の勤務、永年勤続の表彰等を行っております。

7番目に、年間利用者数などを集計して、会員に情報の提供を行っているなどがございまして、各協会との連携を深めながら、情報収集しているものと思っておりますので、メリットはあるのではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

はい。ガイドブックに載っていることが、これが果たしてメリットになるのかどうかと思います。

今は、インターネットで調べて、直接、予約しますし、スマホもあります。旅先から、車の中から、どこからでもサイトチェックで調べることができます。また、フェイスブックなどのSNSを使っているとところもありますし。

マリンテラス、最近、若い支配人にかわりました。ここ2年半で、4人目。4人もかわってますが、ホームページ見ると、最近、やっとりリニューアルして、あー、なんか動き出してるなあという気がします。まあ、フェイスブックはまだのようですけど。

実は、この国民宿舎という位置づけが、いろんなことを束縛しているんじゃないかと思います。国民宿舎だから、公共の宿だから、そこまでしなくてもいいというような空気が蔓延しているような感じがします。実際、前の休暇村さんのときに、社員からそういったことも聞いたことがあります。じゃあ、今のM社ですね。その、そういった負の意識があるんじゃないかと、僕は思います。もともと、この指定管理というのは、民間会社の持ち味、特色を生かした、そういった経営に刷新するために託してるわけです。すぐやってくれるスピード感や、改善、悪ければすぐ改善する、民間ならではのフットワークを、それを期待してるんだと思いますが、

どうなんでしょう。また、店内には、この時期、イルミネーションどころか、クリスマスツリーとかも飾ってないんですよ。いつも季節感を感じません。不思議な宿です。

では、質問です。経営状況は、大丈夫でしょうか。指定管理者がかわってからの、この2年間の売り上げ推移と宿泊者の利用状況をお伺いします。休暇村が経営したころより、売り上げがどうなのか、お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

はい。22年より、指定管理者が変更となりまして、現在のマーチャント・バンカーズになっております。前年度の休暇村との比較という形で言われておりますので、23年、24年の売り上げ状況と比較をさせていただきたいと思います。

22年の売り上げにつきましては、3億2,400万円。利用の宿泊者数は、1万9,131人です。

24年度の売り上げにつきましては、3億1,600万円。利用宿泊人数につきましては、2万513人です。

23年度と24年度を比較しますと、売上高につきましては、約740万円の減で、宿泊の利用者人数は、1,382人の増となります。

22年度の前年の指定管理者と、23年度の現指定管理者とでの比較をしますと、売上高につきましては、マイナスの4,700万円、利用者人数につきましては、2,277人の減でございます。売り上げについては、22年度から年々減少傾向という形には、なっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

1年目は、大震災があったことを考慮しなきゃいけないと思います。しかし、今、どうなんでしょう。積極的に営業努力というのをやってるんでしょうか。

この時期、前の休暇村はですね、クリスマス企画のディナーショーとかやってました。出入りの納品業者さんなんかは、政治家さんのパーティーのように無理やり押しつけられて買わされてましたが。いろいろ休暇村さんはやってました。

また、隣のかんぼの宿では、旅芸人の一座があるんですよ。全国を回ってます。それと一緒に旅してる追っかけのおばちゃんたちがいまして、かんぼでは、そういう芝居を、定期的に宿泊や日帰りのツアーなどと一緒に企画をやっています。こういうの好きな人はいるんですよ。町の文化祭でもそういう舞踊が、毎年、披露されています。

それと、マリンテラスには、門限があります。これ、泊まり客には不評なんです。修学旅行のときだけならわかりますが、自衛官などの出張者は、素泊まりが多いし、我々も出張に行くと、繁華街が近くにあると、ちょっと出てみようかとかいう気になりますね。施錠が23時なんです。門限は12時までで、これ、何とかならないでしょうか。いつも当直の社員が1人と、警備員が1人います。直接、クレームしたことあるんですけど、どうやらこの2人は12時から寝る時間なんです。夜警の警備員も寝るのかと、不思議に思うんですが。チェックインに関してもですね、最近、ビジネスホテルは10時とか、深夜でもチェックインさせてるとこ

ろあるんですね。

やろうと思えば、いろんなことができるんですね。公共の宿だからできないというの、ちょっと、民間会社が管理している意味がないと思います。国民宿舎という概念がとても邪魔になっているんじゃないかなと思っております。

それと、町内の釣具屋さんがマリンテラスと一緒にですね、イカ釣りの夜釣りツアーとか企画したいとか、ちょっと相談受けたんですけど、しかし、こういう門限とか、その、いろんな体制では何もできないんですよ。

続いて、質問に行きます。修学旅行の数が減っているようですが、指定管理者M社は、販路拡大するための営業活動というのをやっておるんでしょうか。月1回の経営会議で聞いておりますか。やっているなら、その取り組みをお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

はい。月1回の経営会議の中で、そういう報告をいろいろ受けております。

その中で、営業活動につきましては、中国地方を中心に行っているという形で聞いております。芦屋町のほうに修学旅行に来られる主力というか、中心的なところは、広島県と山口県という形で聞いております。

また、今、営業状況としましては、今後、今、広島、山口等がなかなか人が来れないというところもありまして、過去利用された、鹿児島県、島根県、愛媛県などのところの旅行会社に、訪問及びパンフレットを送付して、営業活動を行っているというふうに聞いております。

また、新規開拓として、長崎、宮崎、熊本などを、今後、1月から2月にかけて休館がありますので、その間に営業活動をしたいというふうに考えていると聞いております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

とにかく、必死に訪問営業をやっているのかと、ちょっと疑っちゃうんですが。

それと、町内の景気はどん底です。僕ら、飲食店とですね、コラボとか、一緒に提携できないかと思っておるんですよ。例えば、泊まり客に、食後に、はしご酒ツアーを企画する。マイクロバスがありますから、送迎すればいいと思います。

また、休暇村のときは、蛍を見に、戸切に出かけてました。そういったことを前はやってました。商工会には、ちょっと問題もあると思いますが、お互いが話す機会をつくらないといけないと思います。

それと、釜の里とも、全く連携がとれてないような気がします。フロントに行ってもですね、パンフレットすら置いてないんですよ。これは僕の店ではちゃんと置いてありまして、聞かれば、ちゃんと紹介するようにしています。

続いて、(3) アクアシアンプールのことでお聞きします。

この夏、ここだけはとにかくすごい盛況ぶりでした。週末の来客数は、1日で3,000名超えた日があったといいます。そこに建屋があり、飲食物を販売してありますが、その飲食ブースの権利は指定管理の契約内容にあるのか、お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

はい。この権利はあるのか、契約内容にあるのか、という形であります。それについてお答えいたします。

平成23年から27年までの国民宿舎マリンテラス、指定管理者の公募の際、提示書類に平成18年から21年までの営業実績に、このレジャープール、カフェテラスの営業収益も含まれております。

各申込者は、それを勘案し、納入金額を設定しているため、レジャープール、カフェテラスの営業は、現在の指定管理者に引き続き行ってもらっているというふうな状況になります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

はい。これはたしか、2年前にもちょっと聞いたことがあるんですけど、そのときは、通告してなかったから簡単な回答だったんですよ。契約書に書いてなかったら、その、ちゃんとうたったらいいと思うんですよ。ここを含めた指定管理という位置づけに、契約に書けば、そうすれば問題はなくなってくると思います。

そこで、ここの家賃とか貸付料、どのようになっているのか。観光協会とマリンテラスの指定管理者との契約はどのようになっているのか、お尋ねします。

また、ここ2年間の売り上げの状況もわかれば、お願いいたします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

契約につきましては、双方の指定管理者、レジャープール指定管理者の観光協会と、マリンテラスあしやの指定管理者マーチャント・バンカーズの間で契約を交わしているという形になります。

ここの貸付料につきましては、営業期間中の総売り上げに応じての支払いという形で聞いております。売り上げの状況としましては、この2年間、両方とも約700万円程度の売り上げがあったというふうな形で聞いております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

わずか1カ月ちょっとの営業で、びっくりするような、700万円ちょっとですか。売り上げだと思います。

しかし、この飲食ブース、ここの飲食ブースがとても評判が悪いんですよ。スタッフの対応から、出してる食べ物含めてです。炎天下の建屋の中で、よそで作りおきしたものを保温器の中に入れてる。これは、焼きそばなのか、焼きうどんなのか、ふやけて何かわからないんですよ。とても食べられるものではないんです。でも、食べ物はここしかないからですね。海の家もありますが、この建屋で焼きそばが400円。海の家は600円です。海の家は統一価格に指定されてます。ほかにも、この建屋でタコ焼きが350円、うどん350円、ポテト200円と。このブースだけは、なぜか安く設定してあります。「子ども価格、手ごろな価格にしてくれ」と、これ、観光協会の指示だそうです。しかし、味は、子どもには、子

どもだましかもしれませんが、一緒に来てる親にとっては、ちょっと憤慨ものなんですよ。だから、苦情が、もう、僕のところに来て、あれは町がやってるのかと言うんですね。

それと、今年、なぜかラーメン屋が入ってまして、また、これ、町内のラーメン屋じゃないんですよね。町外、よそのラーメン屋さんで、これも僕のところに苦情が来てます。なぜ、観光協会の会員の中に、飲食店が何店舗も加盟してるのに、なぜ、声がかからないのか。私も観光協会の会員なんですけど、年会費1万2,000円払って、何の特典もありません。駐車場の割引券もない。会報すら配られないし、僕は10年間、観光協会の会員なんですけど、今年初めて盆近くになって、プールの割引券が送られてきて、こんなこと初めてでしたけど。この建屋だけが飲食物を提供してて、これ1社独占でしょう。それで問題が多いということだったら。今年ちょっと、シーズン終了間際に、ちょっと、何かあったみたいなんですけど。まあ、詳しくは言いませんが。

それならば、併設の芝生広場があります。週末だけでも、祭りあしやのようにテント村を出せるようにしたらいいと思います。会員限定にすれば、加入促進にもなると思うんですよ。こんなこと観光協会に何度も話したこと、直接言ったこともあるんですが、まあ、花火で忙しい、草刈りで忙しい、プールで忙しい、相手にしないのが今の観光協会なんですよ。観光協会も、よその一般的にある観光協会とちょっと違いますよね。とても複雑に、なんかなってまして、芦屋観光株式会社と、そう、改めるべきではないかなとか思ったりしてはいますが、本来のやるべきことを忘れてるのではないかと感じております。

続いて、(4)に行きます。

商品偽装表示問題による影響は受けてないか。これは最近、一流の有名ホテルでお肉やイセエビ、オレンジジュースなどで偽装表示していると報道がありました。各地のホテルで謝罪会見が相次ぎましたが、マリンテラスでは、それによる影響はないのかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

偽装という形の中で、影響受けてないのかということについてお答えいたします。

マリンテラスの支配人のほうに、そういうことはないのかという確認したところ、食品偽装等の表示問題はないということで聞いております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

偽装表示はなかったということですが、イセエビ会席を11月1日から始めておりますが、この会席が15日にはもう取りやめになってます。

ホームページのブログがあって、それを見れば、現在、食品偽装問題でイセエビの入荷がマリンテラスあしやではない状態です。そのため、イセエビ会席でなく、カワハギ会席で、代替でお出しします、と。これ、書き方が悪いですよ。これじゃ、何か問題があったような感じがします。また、フロントには、イセエビ会席のパンフレットがまだ置いてありました。それ見ると、会席のお品書きに和風ステーキってありまして、ここに慌てて、こう、修正のシールが張ってあるんですよ。こ

れ、牛脂注入ロースって書いてあるんですね。これ、ちょっと気持ち悪いですね、これ。こんな、のりで張りつけたような肉をですね、これ、露天商が使うものだけとと思ってまして、こんな肉は使わないほうがいいと思います。

ほかに、ちょっといろいろあるんですよ。響灘会席。これ、ロブスターのクリームソース添えと、これもイセエビの上から張りつけてありまして。このイセエビ会席をやめて、カワハギ会席にかわりました。値段は据え置きで、1泊2食つき、1万2,600円から。この時期、ほかに、フグ会席とカニづくし会席があります。値段は、1万2,600円です。しかし、これ、全然、芦屋らしくないんですよ。これは、海のない佐野市でも食べることができます。

先日、刀根さんと今井さんと、佐野市に行政視察に行ってきました。交流事業で芦屋に来たことがあるという職員さんたちが、皆さん、「あの、「あしやんいか」が、もう、忘れられない」と言ってました。やはり、芦屋町で、一番喜ばれるおもてなしは、生きたイカを食べさせることじゃないかと思います。このイカは、とてもデリケートで、管理が難しいと言われてます。しかし、通年とれるものです。

マリンテラスの目玉の生きイカ会席は、4月15日から10月31日までの限定となっています。予約は2名から。料金は、1泊2食つきで、1万2,600円からとなっています。ちなみに、呼子の国民宿舎を調べてみました。生きイカ会席プラン、1泊2食つき、8,610円。こちら、値段も大分安いし、期間は、1年中食べられます。しかも、1人からでもいいんです。よその宣伝しても仕方ないんですが。

この生きイカを、通年食べれるようにできないでしょうか。そのために、行政も知恵を出していかなきゃいけないと思います。

続いて、その「あしやんいか」についてお聞きします。

(1)、芦屋町の地域ブランドとして、平成13年から「あしやんいか」というネーミングで、町民に親しまれているヤリイカについて、水揚げ高の推移と流通の現状はどのようになっているのか、お伺いします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

はい。ヤリイカの水揚げ推移と流通の現状という形でお答えさせていただきます。5年間の水揚げをお答えしたいと思います。

20年度は、数量としては、6万4,900キロ、金額にして、約9,300万円。

21年度は、数量として、5万8,000キロ、金額にして、7,900万円。

22年度は、6万9,200キロ、金額にして、8,600万円。

23年度は、5万6,700キロ、金額にして、約8,000万円。

24年度は、数量にしまして、4万6,100キロ、金額にしまして、5,500万円です。

流通先につきましては、福岡魚市場、北九州魚市場、遠賀魚市場、あと地元の柏原の活魚センターと活魚の販売卸業者、小売り等という形で流通が行われているということです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

はい。とにかく、近場でイカがとれなくなっているんですね。また、燃料の高騰で、遠くまで行きよったら、採算が合わないということで、赤字になるから、漁師は沖に出ないということ、聞いております。これから消費税も上がります。道具代やトロ箱などの出費がふえてきます。いろんな条件が重なっていき、ますます、芦屋での入手が困難になるのではないかと思います。そして、今でもマリンテラスや町内の飲食店は、このイカを確保するのに、大変、悲鳴を上げています。その実情を、わかっていただきたいと思います。

続いて、これまで「あしやんいか」をどのようにPRしてきたか、お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

はい。これまでのPRはどのようなことかという形についてお答えいたします。

まず、基本的なPRとしましては、うちでつくっております、芦屋ツアーガイドブックなどを活用してのPRや、町、観光協会、マリンテラスあしやや玄海エリア観光ガイドなどのホームページを活用してのPRという形で情報発信を行っております。

また、今年4月に作成しました芦屋町観光基本構想の中で、基本的戦略2の芦屋の素材を生かした食の魅力づくりとして、「あしやんいか」の認知向上、ブランド化を推進していくこととして、「あしやんいか」を活用したイベントの実施を、今後、検討していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

これは、佐賀関の関あじ、関さばのようにはうまくいかなかったというところでしょう。この反省点は何なのでしょう。

先日、佐野市に行ったときに、「さのまるくん」というゆるキャラのことを聞いたんです。つい最近、見事、今年のゆるキャラグランプリに選ばれてまして、日本一のゆるキャラになったんですが、これ、若手職員が6人ぐらいで回してます。彼ら、言うんですよ。「ゆるキャラは生み出したら、責任を持って育てていかなければならない」と、そう言っていました。また、「ペットを飼育するのと同じで、結構大変です」と。

これ、「あしやんいか」も同じことだと思います。町はこれを育てていかなかったんじゃないかと。漁協もそうです。全て、飲食店任せだったんじゃないかと思うんです。

私は、ここで、町長にちょっと提案したいと思います。

イカはとても神経質で、生けすで何日も生きられません。そこで、これを10日生きるような研究や、漁師がよその生けすに個人個人で出してます、このイカを、柏原のあの巨大な生けすを利用して、全て引き取るような仕組みを研究する。また、長生きさせるための飼育の研究や、不可能と言われるこの養殖についてですね、これを研究する。そして、町内で安定的に供給させるために、飲食店にも協力してもらって、出資などで共同で生けすを運営すると。そして、また、死んでしまった、残ったイカをですね、加工品にすとか、商品開発など、こういったことを行政も知恵を出して取り組んでほしいと思います。いかがでしょうか。

町長のお考えを、ちょっと、いきなりですがお聞きします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

はい。るる、マリンテラスを中心として「あしやんいか」、いろいろご意見、ご提案をいただいたわけですが、これ、私の知ってる限り、まずですね、私も何度も経験あるんですが、海の駅、あれは、議員もご存じのように、漁業組合、100%出資の経営ですよ。国、県の補助金をいただいてやってるわけですが。

あそこに行けば、私どもも、イカは必ず買えるものと思って、行くわけですが、生けすを見ますとイカが泳いでないというようなことがたびたびあったわけですが。そして、組合に行って聞きますと、やはり個人の漁師さんがですね、海の駅に持ってこない、どうしようもないということで。まあ、田島議員もお聞きになられと思うんですが、やはり、値段のいいところに、やっぱり、売りますよね。これは私の情報っていうか、聞いた範囲の話なんですけど、やっぱり、呼子が結局、値段が安定してるということで、呼子のほうと契約を結んでいるということをお聞きしたわけですが。

マリンテラスもですね、私は何度か聞いたことあるんですよ。「何でイカ出さないんですか」って。「手に入らないんですよ」ということを聞いたことがあります。その前に、その話聞いてましたんで。漁師さんたちも、今、言われたように、やっぱり、1円でも高いところに売りたいというのが、これはもう、個人企業でございますので、心情かなと思うわけですが。

今、ご提案のあったことが、行政としてできるかどうかということは検討に値するかなと思っております。どこまでできるかと、行政として。ま、税を投入することです。やはり、「あしやんいか」も随分前、鳴り物入りでですね、「あしやんいか」というネーミングができて、大いに花火は上がったけど、あとはもう尻すぼみという状態であることは事実であります。そのことに関しましては、やはり、私も気にしているところであります。何とか、まあ、これをメインにですね、お客さんが芦屋に来ていただければなど、強く思っておる次第であります。

ボート関係もよく東京からお客さんが見えるわけですが、やっぱり、ボート関係に限らず、佐野市の市長だとか、この前も日南の市長だとか、いろいろ、外部からお見えになった方には、やはり、どうしても、まず、イカを食べていただくということが真っ先にくるわけですが。現状をですね、つぶさに調査いたしまして、できることはやるということで、答弁させていただきます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

はい。貴重な意見、ありがとうございます。

次に(2)の、最後ですね。

来春のNHK大河ドラマに黒田官兵衛が決まり、県の漁連では、黒田節の名槍「日本号」にちなんで、県産出のヤリイカを「一本槍」という統一ブランドで売り出すことを決めました。これで、町内での入手がますます難しくなることへの危惧

やすみ分けなどの対策が必要となってくるとは思います、どのように考えているのか、お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

要旨（２）についてお答えいたします。

町内での入手につきましては、１月から始まります、この大河ドラマの影響により、県内への観光客等が増加した場合、漁協の水揚げ量の増減によって異なってくるとは思います。しかし、一応、各漁協で、バランスを考えて出荷をしていただければ、入手困難になるとは考えておらず、今後、状況を見守っていきたいというふうに思っております。

基本的に、波及効果としては、この大河ドラマが始まって、後半１０月以降が、経済効果として上がるのではないかという形の中で、福岡の、官兵衛に関しましての、協議会がつけられてるところの予想値ではなっております。

この県産ヤリイカは、県内各地で多くの漁協があり、呼子で消費されていることが多いことから、今回の大河ドラマによる経済効果や、県内での消費拡大を図るため、県内の統一ブランドという形の中で「一本槍」がつけられております。福岡県の漁業協同組合連合会が中心に、当初は福岡市のみの店舗で、地域ブランドの立ち上げという形の中で考えてあったようですけれども、地域ブランドを持ってない他地域につきまして、この参加要請があり、県内全域の参加を呼びかけて行っているということを聞いております。

この加盟店への支援につきましては、ポスター、のぼりの提供、県漁連の公式ホームページの掲載、加盟店名を旅行会社等に情報提供を行っているということです。現在、芦屋町では７店舗が加入しているという形で聞いております。

この既存のブランドとの関係につきましては、引き続き、両方を尊重し、そのまま使用できるという形で聞いております。

町外からのお客様へのアピールには、広域的な統一ブランドとしての使用をしていただいて、それが芦屋に来た場合は、「あしやんいか」という形の中で、その地域名のブランドという形の中で考えてもいいのではないかと考えております。そこら辺の既存ブランドと「一本槍」に関しましては、今後、筑前玄海広域観光協会も、ここら辺をどのようにやっていくかということで協議を行いたいという形で言われておりますので、今後、地域ブランドを持ってるところと協議はして行きたいというふうには思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 ６番 田島 憲道君

はい。僕も町内の加盟店に聞いてみました。各お店は、やはり、生きイカを確保するために、大変な苦勞をしてるわけですが、この「一本槍」というブランドが認知されれば、呼子まで行かなくても県内の飲食店で生きイカが食べられるということで、これはいい取り組みだと言っております。そして、これが広まれば、これなら鐘崎からでも仕入れられるという利点があると言っています。

ただ、私は、これから先、「あしやんいか」が埋没していくのではないかと案じています。

当面は、「一本槍」と、この「あしやんいか」との二本立てで様子を見ていくということで。そして、とにかく、この生きイカを町内で安定的に供給するために、行政も細心の注意を払ってイカの研究に取り組んでいただきたいと思います。芦屋町を訪れる方に、最高のおもてなしで歓迎したいという思いは、皆さん一緒なので、ぜひよろしく願いいたします。

最後に、マリンテラスも「あしやんいか」も、大事な観光資源です。特にマリンテラスあしやは、町立病院や競艇場と同じく、近隣3町にはない事業でありますから、町や町民にとってかけがえのない財産です。先人が大変な苦勞をして築き上げたものです。大事にしていかなければならないと思います。

それと、これから、年末年始と向かいます。皆さん、個々で、忘年会、新年会があると思いますが、マリンテラスや町内の飲食店を大いに利用してください。そして、町内でのお買い物、お忘れないようにお願いします。

私の一般質問、終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、田島議員の一般質問は終わりました。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって、散会いたします。

午後2時17分散会
